

議案第103号

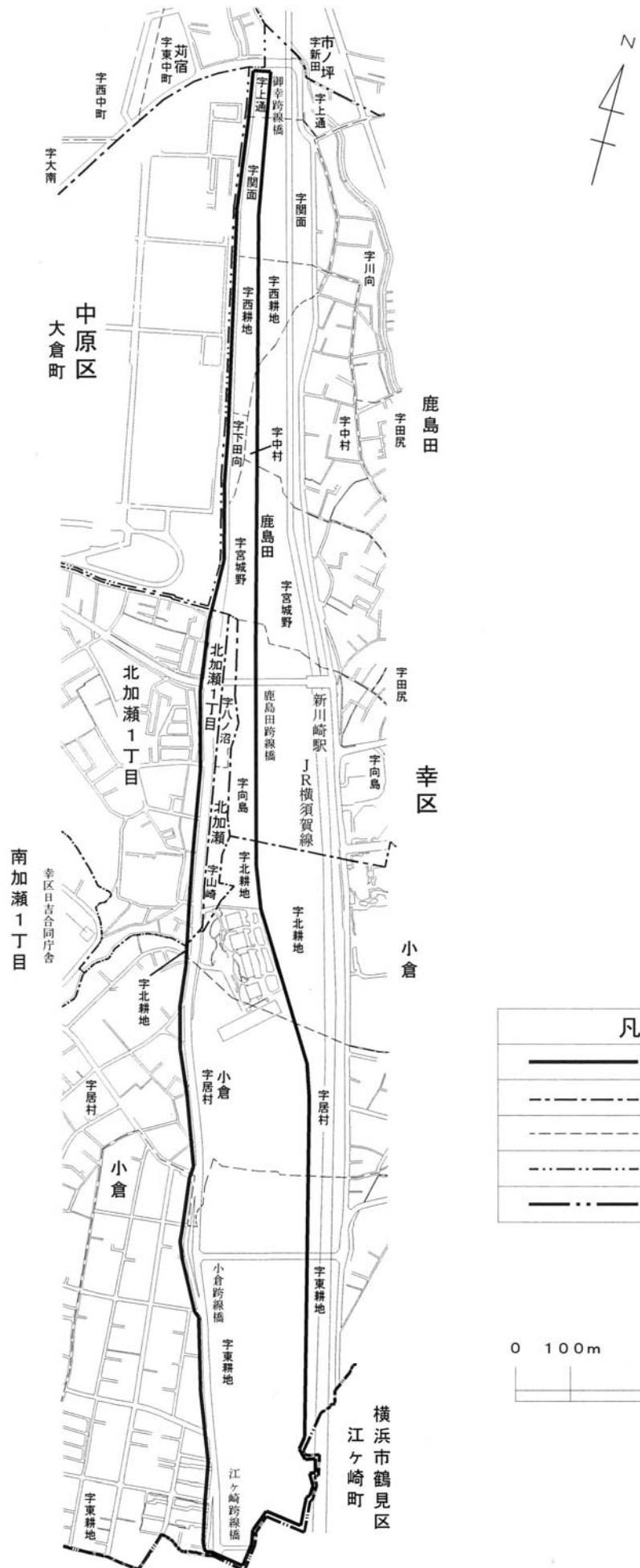
幸区における住居表示の実施区域及び方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、住居表示を実施する市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は街区方式によるものとする。

平成19年9月3日提出

川崎市長 阿部孝夫

別図



参考資料

提 案 要 旨

幸区小倉地区において、住居表示を実施したいので提出する。

